

デジリハ CAREER 利用規約（求人企業用）

求人希望企業（以下、「甲」という。）と株式会社デジリハ（以下、「乙」という。）とは、乙から甲への人材紹介サービスに関し、以下のとおり定める利用条件（以下「本契約」という。）に同意のうえ、本サービスを利用する。

（目的）

第1条

1. この利用規約（以下「本規約」という。）は、乙が運営する人材紹介サービス（以下「本サービス」という。）を利用する甲に適用する。甲は、本規約に同意の上、本サービスを利用します。
2. 甲が本規約に同意することにより、乙との間に本契約が成立するものとする。なお、甲が本サービスを利用した場合、本規約に同意したものとみなす。

（ユーザー登録）

第2条

1. 本サービスのユーザーになろうとする者は、本規約の内容に同意し、本規約 16 条 1 項 1 号に違反する事実がなく、今後も違反するおそれがないことを表明し保証した上で、乙が定める手続によりユーザー登録を行う。
2. 甲は、前項に基づき登録した情報に変更が発生した場合、直ちに、登録情報の変更手続を行う義務を負う。
3. 乙は、乙の裁量により、甲のユーザー登録を拒否する場合がある。
4. 甲は、本サービス上のアカウントを第三者に対して利用、貸与、譲渡、売買又は質入等を行うことはできない。

（本サービスの内容）

第3条

1. 乙は、甲からの依頼に基づき、甲に対して次のサービスを提供する。ただし、取扱職種は、理学療法士・作業療法士・言語聴覚士のみとし、取り扱い地域は日本国内のみとする。
 - (1) 甲が行う求人について、職業安定法に定める求職者の紹介
 - (2) 上記の紹介を行うにあたっての、相談、助言

（人材の紹介）

第4条

1. 乙は、甲の求人の条件に適合可能性があり、かつ甲に応募する意思のある求職者のうち、乙が適切と判断した求職者を甲に対して紹介する。

（採用選考）

第5条

1. 甲は、乙が前条により紹介した求職者（以下、「応募者」という。）を自ら選考の上、適切な人材と認めた場合には、甲の責任において当該応募者の内定を決定する。

2. 甲は前項に基づき内定を決定した場合、乙及び応募者に対して内定を決定したことを確認する書面を交付する。

(個人情報の取扱い)

第6条

1. 乙は、甲が応募者を選考するにあたって必要と認められる限度において、応募者の氏名、職務経歴等の個人情報（以下、「個人情報」という）を甲に対して開示・提供する。ただし、乙は、応募者の病歴、併願の状況等の個人情報については、応募者の事前の承諾を得ない限り、甲に対して開示・提供しないものとする。
2. 甲及び乙は、応募者の個人情報（氏名、生年月日、職業、性別、その他の記述または個人別に付された番号・記号その他符号、画像もしくは音声により当該個人を識別できるもので、当該情報のみで識別できないが他の情報と容易に照合することができ、それにより当該個人を特定できるものを含む）を、厳重に管理し、一切、開示または他人に漏らしてはならない。
3. 甲及び乙は、自己の従業員に対し、前項の義務を遵守させなければならない。
4. 本条は、本契約の有効期間中のみならず、本契約が解約・解除・終了した後も継続して適用されるものとする。

(禁止事項)

第7条

1. 甲は、本契約の有効期間中及び本契約終了後においても、乙に対して通知することなく、応募者と直接連絡を取り、又は応募者を採用してはならない。
2. 前項のほか、乙は、甲による本サービスの利用に際して、以下の各号に定める行為を禁止する。
 - (1) 本規約に違反する行為
 - (2) 乙、乙がライセンスを受けているライセンサーその他第三者の知的財産権、特許権、実用新案権、意匠権、商標権、著作権、肖像権等の財産的又は人格的な権利を侵害する行為又はこれらを侵害するおそれのある行為
 - (3) 乙又は第三者に不利益若しくは損害を与える行為又はそのおそれのある行為
 - (4) 不当に他人の名誉や権利、信用を傷つける行為又はそのおそれのある行為
 - (5) 法令又は条例等に違反する行為
 - (6) 公序良俗に反する行為若しくはそのおそれのある行為又は公序良俗に反するおそれのある情報を他のユーザー又は第三者に提供する行為
 - (7) 犯罪行為、犯罪行為に結びつく行為若しくはこれを助長する行為又はそのおそれのある行為
 - (8) 事実に反する情報又は事実に反するおそれのある情報を提供する行為
 - (9) 乙のシステムへの不正アクセス、それに伴うプログラムコードの改ざん、位置情報の改ざん、故意に虚偽、通信機器の仕様その他アプリケーションを利用したのチート行為、コンピューターウィルスの頒布その他本サービスの正常な運営を妨げる行為又はそのおそれのある行為
 - (10) マクロ及び操作を自動化する機能やツール等を使用する行為
 - (11) 本サービスの信用を損なう行為又はそのおそれのある行為
 - (12) 青少年の心身及びその健全な育成に悪影響を及ぼすおそれのある行為

- (13)他のユーザーのアカウントの使用その他の方法により、第三者になりすまして本サービスを利用する行為
 - (14)詐欺、預貯金口座及び携帯電話の違法な売買等の犯罪に結びつく又は結びつくおそれのある行為
 - (15)犯罪収益に関する行為、テロ資金供与に関する行為又はその疑いがある行為
 - (16)その他乙が不相当と判断する行為
3. 乙は、甲の行為が、前2項のいずれかに該当すると判断した場合、事前に通知することなく、以下の各号のいずれか又は全ての措置を講じることができるものとする。
- (1) 本サービスの利用制限
 - (2) 本契約の解除による退会処分
 - (3) その他乙が必要と合理的に判断する行為
4. 甲は、第11条第1項に定める紹介料金の報告に際し、その内容または添付資料につき虚偽の記載を行ってはならない。万が一虚偽の記載を行った場合、違約金として金150万円を乙に支払うものとする。なお、本違約金の支払は、乙による損害賠償請求を妨げない。

(応募者の併願)

第8条

1. 甲は、乙から紹介した応募者が、他企業の求人に応募する場合のあることを確認する。

(苦情処理)

第9条

1. 甲又は応募者から職業紹介において苦情があった場合、乙が厚生労働大臣に届出を行っている職業紹介責任者が誠意をもって対応するものとする。

(紹介料金)

第10条

1. 甲は、第3条第1項第1号により乙が紹介した応募者（以下、「採用者」という）と雇用契約、業務委託契約その他これらに準じる契約（以下、これらを総称して「雇用契約等」という。）を締結した場合、甲は乙に本件業務の対価として紹介料金を支払う。
2. 甲が乙に支払う紹介料金は、下記に基づき算出した金額とする。
- (1) 無期雇用の場合：甲が採用者に支払う報酬額（基本給、諸手当、賞与、残業代等を含む）1年分（業務委託の場合は1か月あたりの業務委託料の平均額）の20%もしくは15万円のうちいずれか高いほうに消費税を加算した額
 - (2) 有期雇用の場合：初回の雇用契約期間に対応する、甲が採用者に実際に支払う報酬額（基本給、諸手当、賞与、残業代等を含む）賃金合計の20%に消費税を加算した額
3. 前条の各用語等については下記のとおりとする。
- (1) 賞与は、賞与、一時金、インセンティブなどの名称を問わず定期又は臨時に勤務成績に応じて支給される性質のものが含まれる。典型的には、賞与算定基準額に直近1年間の実績賞与支給月数を乗じて得た額を指すがこれに限られない。なお、乙が、甲に対して、直近1年間の実績賞与支給月数の確認を求めた場合に

は、甲は合理的な根拠を示して回答しなければならず、乙は、甲から合理的な根拠とともに回答を得られなかった場合には、直近1年間の実績賞与支給月数を4か月とみなして年間賞与を算定することができる。

- (2) 諸手当は、家族手当、住宅手当、その他手当、サインアップボーナス（その性質、名称を問わず、雇用契約等の成立に際して甲から一時的に支給されるもの）を指す。
- (3) 年俸制の場合は年俸額に賞与及びサインアップボーナスを加算した額を初年度理論年収とする。
- (4) 交通費が支給される場合、当該支給額は初年度理論年収に含めない。
4. 乙が甲に紹介した無期雇用契約の採用者が、自己都合又は就業規則違反等の採用者の責に帰すべき事由により退職したときは、乙は下記の通り甲に返還する。
 - (1) 1か月以内の退職：紹介料金の80%
 - (2) 1か月超から3か月以内の退職：紹介料金の50%
 - (3) 3か月超から6か月以内の退職：紹介料金の10%
5. 前項の返還金は、甲が乙へ当該退職者が退職した旨を通知した日の翌月末までに、甲の指定する金融機関口座への振込により支払い、銀行振込料金は乙の負担とする。

（紹介料金の報告及び、支払方法）

第11条

1. 甲は、前条に基づき算定された紹介料金の額を集計し乙に報告する。無期雇用の場合は雇用開始日から7日以内に、内定条件通知書その他報酬額を確認できる資料を基礎として算定の上報告する。有期雇用の場合は契約期間終期の翌月末までに、雇用契約書、出勤簿及び賃金台帳を添付して報告する。
2. 甲は、報告日から10日以内に紹介料金を乙の指定する銀行口座に振り込む。なお振込料金は甲の負担とする。

（採用決定後の損害賠償）

第12条

1. 採用者が、入職日以後、その業務に関し、甲及び第三者に対して発生させたいかなる損害についても、乙は一切の責任を負わないものとする。

（求人条件等の情報開示・公開）

第13条

1. 甲は、事前に開示・公開を希望しない旨を事前に指定した場合を除いて、甲が提示した求人条件及び一般的に公開されている甲の企業情報を、乙が候補者を募集するために乙が運営又は利用するインターネットWebサイト等において開示・公開することを同意するものとする。
2. 乙は、乙と業務提携関係にある人材紹介会社に対し、求人票や会社案内等、甲より入手した情報を開示・公開する場合があるものとし、その際には乙の責任のもと、当該人材紹介会社が乙と同様の義務を遵守するよう、誠意をもって監督するものとする。

(守秘義務)

第 14 条

1. 甲及び乙は本契約に関し、契約継続中及び終了後を問わず、相手側から秘密である旨明示のうえ受領し又は開示を受けた情報の一切を、秘密として厳重に管理し、正当な理由なく他人に漏らしてはならない。
2. 個人情報を除き、前項にかかわらず次の各号に該当する情報については守秘義務の範囲外とする。
 - (1) 受領時にすでに公知であったもの、又は受領者の責によらず公知になったもの
 - (2) 開示を受ける以前に受領者がすでに保有していたもの
 - (3) 第三者から機密保持義務を負わされることなく受け取ったもの
 - (4) 受領者が独自に開発したもの

(反社会的勢力の排除)

第 15 条

1. 本契約において、反社会的勢力とは、次の各号の一に該当する者をいう。
 - (1) 暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなったときから5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業
 - (2) 総会屋、社会運動標ぼうゴロ、政治活動標ぼうゴロ及び特殊知能暴力集団等
 - (3) その他前各号に準ずる者
2. 甲及び乙は、次の各号に掲げる行為を行わないことを表明し、保証する。
 - (1) 自ら又はその役員、実質的に経営権を有する者もしくは、従業員等（以下「役員等」という）が反社会的勢力でないこと
 - (2) 自ら又はその役員等が反社会的勢力との間で、反社会的勢力であることを知りながら、資金もしくは役務提供等何らかの取引をしていないこと、及び反社会的勢力と交友関係にないこと
 - (3) 自ら又はその役員等が、自ら又は第三者を利用して、相手方又は相手方の従業員に対して、暴行、傷害、脅迫、恐喝、威圧等、暴力的行為詐欺的手法等を用いて不当な要求行為、業務の妨害、信用の毀損をする行為等を行わないこと
3. 甲及び乙は、相手方が第1項の各号に該当し、若しくは前項の各号に該当する行為を行い、又はその恐れがあることが判明した場合には、何らの催告をなしに直ちに、甲乙間で締結した一切の契約を解除することができる。
4. 甲又は乙は、前項に基づき契約を解除したことにより、相手方に発生した損害について、賠償責任を負わない。

(解除)

第 16 条

1. 乙は、甲が以下の各号のいずれかに該当した場合、何らの通知等を要することなく、本契約を解除できる。
 - (1) 登録情報に虚偽の情報が含まれている場合
 - (2) 過去に乙から退会処分を受けていた場合
 - (3) 未成年が法定代理人の同意なく、本サービスを利用した場合
 - (4) 成年被後見人、被保佐人又は被補助人が、成年後見人、保佐人又は補助人等の同意なく、本サービスを利用した場合

- (5) 乙からの要請（店舗営業許可・免許コピーの提出要求を含みますが、これに限られません）に対し誠実に対応しない場合
 - (6) 甲の活動エリアにおいて、甲に対する著しい悪評が生じている場合
 - (7) 甲についての重大な不祥事が発生し、又は過去に発生していた場合
 - (8) 個人情報の取り扱いが整備されていない場合
 - (9) その他乙が不相当と判断した場合
- 2. 前項各号に掲げる場合のほか、乙は、甲に対して 30 日前までに事前に通知することにより、本契約を解除できるものとする。
 - 3. 第 1 項及び第 2 項の措置により本契約が解除された場合、甲は、解除時に期限の利益を喪失し、直ちに、乙に対し負担する全ての債務を履行する。

（有効期間）

第 17 条

- 1. 本契約の有効期間は本契約締結の日から 1 年間とする。ただし、期間満了 1 ヶ月前迄に甲乙いずれかから契約終了の通知がない限り、引き続き同期間自動更新し、以後も同様とする。

（協議事項）

第 18 条

- 1. 前各条に定めない事項に関しては、信義則及び関係法令に基づき、甲乙誠意をもって協議の上別途定める。

（管轄裁判所）

第 19 条

- 1. 本契約から生ずる権利義務に関する訴訟については、東京地方裁判所を専属的な管轄裁判所とする。

（本規約の変更）

第 20 条

- 1. 乙は、以下の各号のいずれかに該当する場合は、民法第 548 条の 4 の規定に基づき本規約を随時変更できる。本規約が変更された後の本契約は、変更後の本規約が適用される。
 - (1) 本規約の変更が、甲の一般の利益に適合するとき。
 - (2) 本規約の変更が、契約をした目的に反せず、かつ、変更の必要性、変更後の内容の相当性及びその内容その他の変更に係る事情に照らして合理的なものであるとき。
- 2. 乙は、本規約の変更を行う場合は、変更後の本規約の効力発生時期を定め、効力発生時期の 2 週間前までに、変更後の本規約の内容及び効力発生時期を甲に通知、本サービス上への表示その他乙所定の方法により甲に周知する。
- 3. 前二項の規定にかかわらず、前項の本規約の変更の周知後に甲が本サービスを利用した場合又は乙所定の期間内に甲が解約の手続をとらなかった場合、甲は本規約の変更に同意したものとする。

付則

2025 年 11 月 1 日：制定・施行

ただし、第 10 条第 2 項第 2 号については、同年 11 月 5 日より変更申請が適用される内容を先んじて反映（有期雇用契約の場合の最低料金の撤廃）。

2026 年 3 月 26 日：改定